

生活 パイロット

海外の転売仲介サイトなどを公式サイトと思い込み、定価を大幅に上回る価格で人気のコンサートやスポーツ観戦のチケットを購入してしまったという相談が寄せられています。

【事例】スポーツ観戦チケットを購入しようとして、インターネットで検索した。検索画面の一番上にチケットサイトが表示されたのでクリックした。「残り枚数わずか」と表示されていたので、そのまま購入した。購入確認メールで改めて内容を

確認すると、思っていたより高額だったので、不審に思って調べた。自分が購入したサイトは、公式の転売仲介サイトと分かった。不安なので購



入を取り消したいが、どうしたら良いだろうか。【アドバイス】インターネットで検索したときに、非公式のサイトが上位に表示されることもあります。一度行った契約を取り消すことは難しいため、サイト運営事業者の所在地、連絡先などが明示されているかを確認してから利用するようにしましょう。また、価格に加えて、手数料や送料、キャンセルに関するルールなどもよく確認するよう

にしましょう。

イベントによってはチケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。チケットの利用条件を確認しておくことも重要です。

今月から、いわゆる「ダフ屋行為」やインターネット上で高額転売を禁止する、チケット不正転売禁止法がスタート。特定の条件を満たすイベントでチケットの不正転売を行った場合、罰則の対象になることがあります。(真消費生活・男女共同参画プラザ・アイネス相談専用 ☎097・534・0999 / 啓発講座の依頼 ☎097・534・2038)

注意 チケット転売仲介サイト

事業者情報、ルール確認を

34・0999 / 啓発講座の依頼 ☎097・534・2038)